

機能理論は不可能である

——高木英至「機能理論は不可能か？」の批判にこたえる——

恒松直幸・橋爪大三郎・志田基与師

高木〔1983〕の批判にもかかわらず、われわれの構造—機能分析批判は有効である。すなわち、§ 1への反批判で、機能要件を評価と解することが最も妥当なることを、§ 2への反批判で、AGIL図式の破綻がどの定式でも避けられないことを、§ 3への反批判で、比較静学は機能理論の変動論として不適切なことを、われわれは論証できる。

高木〔1983〕（「機能理論は不可能か？」）のコメントに、深く感謝する。高木の批判的な論点にこたえる。

はじめにことわらねばならぬことがある。高木〔1983〕が批判の対象としているのは、志田〔1980〕〔1982〕、恒松他〔1981〕〔1982〕の、都合4編の論文である。これらは形態上、相互に独立している。もし高木が各論文に別々のコメントを寄せたなら、われわれの回答は個別になされたろう。しかし高木は一括してコメントを加えているため、回答の仕方はずっとむずかしくなった。

もっとも、高木の選択にも一理ある。4編の論文は内容上、密接なつながりをもつ。各論文は、構造—機能分析を方法論的に批判するという共通の意図を、別箇の観点から実現しようとするものであった。

そこで、われわれは協議の結果、高木のコメントにたいしつぎの形で回答することにした。まず、冒頭に連名で総論を付す。各論者が同一の内容を繰り返さず煩雑さをさけ、共通見解をはじめにまとめて述べておくためである。それに続けて、高木の個別の論点に関し、批判を加えられた論者が順にこたえる。

総論

【1】 結論的に言って、高木とわれわれの間には、重大な見解の相違は何ひとつ発見できない。これがわれわれの理解である。

注意深い読者なら気付かれるように、§ 1, 3において、高木のコメントの趣旨とわれわれの結論とは一致している。§ 2に関しても、高木はわれわれの議論を無効とするような主張や代案を提示しているわけではない。むしろ議論は、われわれの行論を読みちがうことから生じていると思われる。

【2】 高木は、われわれの推論手続きに異を唱えていない。そこで論争点はおのずから、(i) 前提の妥当性、(ii) 帰結の解釈、の2点に絞られる。

(i) について高木は、主としてわれわれの定式化の「特殊性」を非難しているが、われわれはこれを必要な「特定化」と考えている。批判の対象が曖昧なままでは、批判は成功しない。そこでわれわれは、批判の対象を「特定」せざるをえないが、その際、(a) 自明な論理的難点を含む前提や無意味な前提はさけ、(b) 学界に広く受容されている前提を採るようところがけた。そうした特定の version を扱うからには、その他の可能性をあえて除外してあるのは当然である。

【3】 (ii) 帰結の解釈, についても同様である。ある特定化のもとで無効と論証された言明でも, 別な特定化のもとでは必ずしも無効と決まっていない。すべての帰結は, 条件つきである。高木が, 機能理論に関するわれわれの特定化に不満ならば, ぜひ別種の特定化を試み, 別系統の議論を展開してほしい。それは, われわれの議論とも, 相携えるはずであり, 決して背反しあうものではない。

—以上の3点から考えて, 4論文を通じて展開されているわれわれの議論は, 小さな記述の改善を除いては, 高木〔1983〕の批判によっても論旨の変更を要しないものである。

§ 1 機能要件をめぐって: 回答

志田 基与師

高木〔1983; §1〕による, 志田〔1980〕〔1982〕にたいする批判点は, 高木自身によって3点にまとめられている:

- (1) 機能要件の存在を評価(順序)の存在と等置したのは誤りである。機能要件は特定の結果を生じさせるための条件にすぎない。
- (2) したがって, 複数の機能要件が設定されても, 複数の評価による制御を機能理論が前提とするわけではない。それゆえ機能理論には複数順序の合成問題は存在しない。
- (3) 評価制御論が, 機能理論の内包する唯一の説明形式ではない。その他に, (i) 存続—淘汰論; (ii) 因果的制御論の可能性あることを見逃している。

高木の批判をさらにまとめていうならばこうなる: 志田〔1980〕〔1982〕が議論の前提とする機能要件像はきわめて特殊である; それゆえ, 志田の論難は機能理論一般にあてはまると

はいえない。

志田〔1980〕で採用された機能評価論は, 恒松他〔1981〕〔1982〕にも踏襲されている。高木の批判があたっているならば, 恒松他の結論もまた特殊なものといえるであろう。

しかし, 筆者は志田〔1980〕が示した機能理論像は十分一般的であると考え。機能理論は機能評価論としてしか定式化できない。それゆえ, 志田〔1980〕〔1982〕の結論は機能理論一般に妥当する。

では, なぜ志田〔1980〕のような機能評価論が, 機能理論一般の定式化となるのであろうか?

たしかに現行流布する機能理論像はいまいである。それらは相互に背反するような定式化を与えようようできえある。しかし, たがいに背反するような複数の定式を, 同じ機能理論の名でよぶのは適当でない。機能理論を批判するにあたっては, 複数の論理的可能性のうち1個につかなければならない。そのための基準を明示すれば答えとなる。

機能理論を定式化するにあたっては, **機能要件が説明概念になることが必要**である。機能要件は機能理論の内部に説明のために要請された仮説構成体である。もしも機能要件の存在を仮定することが説明上なんの意義もないならば, 機能要件概念は冗長で不要なものとなる。理論中の不要な部分でその理論を特徴づけることはできない。

高木は志田〔1980〕で示したのとは別の機能理論像の可能性を示唆した。ただし, いまの基準をもって検討してはいない。それらの可能性が機能要件を説明概念とするかどうかたしかめてみよう。そうすると, 機能理論は志田〔1980〕のようにしか定式化できないことがあきらかとなる。

機能理論は評価制御論に帰着する

はじめに、批判の第3点をとりあげる。高木〔1983: §1〕によれば、《機能(要件)による可能な説明》には、(i)存続-淘汰論；(ii)因果的制御論；(iii)評価制御論の3種がある。一方、志田〔1980〕ではこのうち(iii)のみを念頭においた。なぜならば、(i)、(ii)ともに機能要件を説明概念として用いないからである。

論証をはじめめるにあたって次のように定める。とりうるすべての社会状態からなる集合を、社会状態空間 X とする。また、高木〔1983〕にならない、《機能要件は特定の結果を生じさせるための条件》としておく。このとき、機能要件が存在すること、 X 上の類別が存在することとは同値である。

まず、存続-淘汰論の可能性を検討する。

高木も指摘するように、この理論は《ペテンのような》論法の上になりたっている：

① X を、要件をみたした状態の集合 X_1 、みたさない集合 \bar{X}_1 に直和分割する；

② 社会状態 $x \in X$ が、 \bar{X}_1 の元であればその社会は滅亡する。

しかし、 X の定義から、「滅亡」 y もまた X の元である。もしも \bar{X}_1 の元をすべて「滅亡」とよぶならば、この主張は同義反復にすぎなくなる。これをとることはできない。

そこで；

②' x が \bar{X}_1 の元であるならば、適当な関数 $C: X \rightarrow X$ 、が存在して、 $y = C(x)$ となる；

と主張するとせよ。いったん「社会変動関数」、 C が成立してしまうと、 C を発動させるための条件である機能要件は名目上のものとなる。なぜならば、ある特定の社会状態は y へと収束する、と述べるだけでことたりるからである。関数 C による y の逆像として、機能要件不充足域を定義することはできる。しかし反対に、 X に

与えられた類別から変動関数 C を構成することはできない。そして、②'の場合に社会の挙動を説明するのは関数 C なのである。

②と②'のどちらをとるにせよ、存続-淘汰論に機能要件を仮設する意味はない。

つぎに因果的制御論の可能性を検討する。

この理論がもつ欠点は、存続-淘汰論の②'がもっていたものとかかわらない。因果的な制御機構を十分に特定化するならば、機能要件を仮設することが unnecessary になる。

高木はこれの定式化を〔4〕式に《フィードバックの存在を仮定する》ことによって与えている。この《フィードバックの存在》は、うえで述べた変動関数 C の存在と同じである。社会の挙動は、ある特定の社会状態を別の社会状態に結びつける関数 C の特性によってあますところなく知られる。そのときに、機能要件による社会の類別は C の特性になんの寄与もしない。

かりにこの理論に「自己制御仮説」をつけくわえたとして。ある関数 C が無条件に「自己制御」を保証するわけではない。それゆえ、「自己制御」がどんな条件のもとで可能であるか、は論証されるべき問題となる。しかも、それは関数 C の性質（あるいは高木〔1983:〔9〕〕の性質）にてらして行われる。「自己制御」の仮説を付加しても、類別を与えるだけの機能要件には説明力は付加されない。

それでは、「自己制御」の仮説が無条件に保障される（ C は都合のよい性質をすべてもつ）としてみよう。そのとき関数 C がわりあてる社会状態は、他とは区別される特別な地位（制御の目標）をもつことになる。機能要件の与える類別は単に類別であるのではなく、類別の間の関係を表示する評価となろう。

以上のように考えるならば、機能理論を機能要件による説明と特徴づけるかぎり、高木のい

う評価制御論にしか可能性がないことはあきらかである。⁽¹⁾

1 個の機能要件の存在は順序の存在である

つぎに、高木の批判点の第1, 第2にこたえることにする。それは、個々の機能要件を順序と等置するわけにはいかない、というものであった。

この段階までで、つぎのことを確認しておこう：機能要件が1個しか存在しないとせよ。前項により、機能理論は評価制御論をとるしかない。そこで、機能要件はX上に与える類別にさらに評価の性質を与える。これは機能要件がX上に順序を定義することを意味する。それゆえ、機能要件が1個しか存在しないとき、そのことを順序の存在と等置しうる。

たしかに高木が指摘するように、古典的な機能要件の定義には「評価」の視点はない。しかしながら、いったん評価制御論にしか機能理論の可能性のないことがわかったいじょう、機能要件と評価とを結びつける理論装置が絶対に必要となる。機能理論家は必ずしもこの装置について明確な主張をなしているとはいえない。もしも、機能要件をはなれて評価を構成するならば、機能理論の特徴から逸脱することになる。そこで、筆者はこの理論装置をふくめて機能要件の再定義が必要と考える。

さて、高木〔1983〕と、志田〔1980〕〔1982〕の見解の相違は、機能要件が2個以上あるとき個々の機能要件の存在を順序の存在とみることが妥当であるか否か、という点にある。筆者は、それを妥当とみる。簡単に理由を述べたい。

高木の見解をごく単純化していえば、機能要件の組が与えるXの類別をもとにして1個の順序が定義できればよい、となる。高木の評価関数 u ないし v は、一般に順序をわりあてるよう

なものならばなんでもよい。

とすると、すでに行論からあきらかなとおり、機能理論にとって本質的なものは、機能要件でも、その組でもなく、ただ1個の評価関数 u または v の存在である。筆者はこのような立場を単機能要件理論とよびたい。この項のはじめで述べたことに帰着するからである。これは用語上の問題である。

この他に、高木の説をとれない積極的理由がある。高木にならって w を順序をわりあてる関数とせよ。関数 w の値域では順序が定義されている。順序が機能理論にとって本質的であることはすでに確認したとおりである。一方で、機能要件が機能理論にとって不可欠であることもはじめに確認した。本質的である順序が w でつけ加わるのならば、機能要件が不可欠といえない。そこで、 w は数学的な意味で、定義域の順序構造を保存するか、またはせいぜい変換するものでなければならない。これは、(a)機能理論は機能要件を説明概念とする；(b)機能理論は評価制御論をとるしかない、の2点からみちびかれる。それならば、個々の機能要件が順序であるとみなすことは十分有意味である。

以上のように考えれば、機能理論を志田〔1980〕のように定式化するしかない。これはまだ一般に流布しているとはいえないが、機能理論が必然的にゆきつくものである。

(1) 文献上の典拠をあげるならば、Etzioni〔1961=1966: 61, 239-240〕は、「生存類型」から「有効性類型」へ、という観点を述べている。「有効性類型」は、いうまでもなく線型多値の評価形式が存在することを仮定する。また、Falding〔1963〕ははっきりと機能理論が評価を内蔵すると述べる。こうした見解は、機能理論の前身に進化論の影響の色濃いこと(Buckley〔1957〕)を考えればう

なずけることである。

§ 2 AGIL図式をめぐる

恒松 直幸・橋爪大三郎・志田基与師

AGIL図式をめぐる高木〔1983：§2〕の見解をまず確認しよう。恒松他〔1983〕との明瞭な一致点は、(i) AGIL図式は、Parsonsの構造-機能分析の中心的論点であり、機能理論全般の成否を占う重大な位置にある；(ii) AGIL図式は、①〔複要件仮説〕、②〔システム分化の仮説〕、③〔再システム化の仮説〕、④〔境界相互交換の仮説〕に要約できる、の2点であった。それにたいして、高木の批判的論点は；(iii) 恒松他〔1982〕の論証(2)「②と③は両立しない」、(3)「②と④は両立しない」、(4)「①と②は両立しない」はいずれも適当でない；(iv) それは、論証の前提となる①～④の数式表現が誤りであるからで；(v) ①～④に別の数式表現を与えれば矛盾は導けない；(vi) それゆえ、AGIL図式が矛盾しているとの結論は早計であった、の4点である。

われわれは、高木のいう(iii)、(iv)の批判は正しくないと考える。さらに、(v)も誤りであることを示す。したがって(vi)の論点も成立しない。高木〔1983〕の批判によっては、恒松他〔1982〕の結論は変更されない。これが本節の結論である。

機能連関の背理：補足説明

高木〔1983〕の批判に逐条的にこたえる前に、若干の補足説明を行いたい。

AGIL図式の最大の難点⁽¹⁾は、境界相互交換の主張、すなわちつぎのような言明をなすところにある：

機能的に分化した下位システムは、互いにその活動の成果を交換する(恒松他〔1982〕の定式化④)

以下ではこれを**機能連関の言明**とよぶことにする。

これとは別に、機能理論であるためには、システムが機能を通じて自己決定するという、**機能的言明**(恒松他〔1982：7〕)をモデルのうちにくむことが必要である。

AGIL図式を再検討する際には、これらの言明が1個のモデルの中でいかなる関係にあるかを、まず特定しなければならない。恒松他〔1982〕の論証もある特定化にもとづくものである。

高木〔1983：§2〕の批判は、たしかにわれわれの議論の核心に迫っている。しかし、高木はわれわれの特定化が可能な一個であったことを理解しなかったので、批判は的外れとなった。われわれは「AGIL図式が特定の定式化をなされるべきだ」と単純に主張したのではない。AGIL図式の定式化はいろいろ考えられる。しかし、すぐあとでのべるように、機能理論の名に値する定式化はただ1つしかない。恒松他〔1982〕でとりあげたのはこの定式化である。その他の定式化はたちまち自明な不合理に逢着することが明らかなので、触れなかったのである。しかるに、よく調べてみるとわれわれの考えた「ある特定の定式化のもとでは不合理が生じる」ことも判明する。恒松他〔1982〕はこう主張しているのだから、高木の批判にもかかわらず、「いかなる特定化にたとうとも、AGIL図式が機能連関の言明と機能的言明とを同時に要請するかぎり、不合理を帰結する」と述べてよい。

そこで、機能連関の言明と機能的言明との関係の可能性について検討を加えよう。これには大別して4つの場合がある。

〈1〉（一般均衡理論の枠組に帰着する場合）：機能的言明，すなわち機能によるシステムの自己決定の言明は，欠くことができない。もし欠くならば，「機能」は名目的に存在するにすぎないことになる。そのような「機能」を介して下位システムが連関したところで，機能理論とはいえない。つまりモデルは一般均衡理論の枠組みに帰着してしまう。〃

そこで以下では，機能的言明はモデル中に仮設の前提として必ず存在するものとせよ。

〈2〉（再び一般均衡理論の枠組に帰着する場合）：モデルが互いに独立な（＝論理的な導出関係のない）仮設の前提として，機能連関の言明と機能的言明とを含むとせよ。しかもモデルはちょうど説明的になるように組み立てられているとせよ。するとモデルは，やはり一般均衡理論に帰着してしまう。

その理由は以下のようである：(1) 上の2種の言明を同時に要請するならば，各下位システムは，他の下位システムの出力に依存して自己の状態を（機能論的に）決定することになる；(2) この事情はすべての下位システムに関して同様であるから，各下位システムの状態は互いに他に依存しあい，同時に決定される；(3) それゆえどのシステムも，全体システムにおける投入－産出関係に全く依存している；(4) 全体システムの状態は各下位システムの機能にかかわらず，上の投入－産出関係の解として決定する。これは一般均衡理論の典型というほかない。〃

機能連関の言明をこのように要請すると，機能的言明を仮設する機能モデルは，本質的な変質をこうむってしまう。

〈3〉（機能連関の言明が必ずしも成立しない場合）：機能的言明のみを仮設し，そのもとでモデルが説明的であるとせよ。すると，機能連関の言明は，それ自体は前提でないから，モデルのなかで前提から導出される定理の位置を占めなければならない。このとき機能連関の言明は，自明には真でない。機能連関の言明は，AGIL図式の仮説としては不要であり，その言明の成立を無条件にみとめるなら誤謬である。〃

以上は，たちまち自明な不合理に逢着するとわれわれが判断した，AGIL図式の定式化の例である。

〈4〉 残る可能性は，恒松他〔1982〕がとったように，それぞれが単独で十分に決定的であると考えてみることである。この場合，過剰決定性の不合理にいたることを，われわれは示しておいた。

以上〈1〉～〈4〉で示したように，機能連関の言明は，いかなるかたちで機能モデルに持ちこむこともできない。

逐条的反論

高木〔1983：§2〕の批判に逐条的にこたえる。

§2(a)の要約は，細かい論点のずれをのぞけば，妥当である。

§2(b)の批判点(2)について：高木のいうとおり「確かに理論上の不備である」≪分裂の無限進行≫を生じさせないためには，システムと（そこから分化した）下位システムを同じ「システム」の名でよぶ概念上の混乱を排除すればよい。それには，≪n回まで≫の分裂に限り可とするような≪無限進行を阻止する制限条件が与えられればすむ≫，のもそのとおりであろう。しかしnがいくつかの場合でも最低n=1の場合，す

なわち二段に階層化したシステムの概念を必要とする。このとき上下のシステムが同一の特性をもつとすれば、全体としての機能的システムはただちに機能連関の背理をまねく。この点に関する恒松他〔1982〕の論拠は、「無限進行」にあるのではない。以上の理由により、③の仮説はやはり主張できない。

(3)について：すでに述べたように、ある特定化にもとづかなければ、②、④の主張は無条件に矛盾するとはいえない。しかし前項で検討したように他のいかなる特定化によっても、過剰決定性とは別の理由で、④の主張を棄却せざるをえなかった。

高木〔1983〕はわれわれの推論には直接異を唱えない。そして②、④が〔10〕、〔11〕で表現されるとする恒松他〔1982〕の「規定が誤り」であるとした。われわれは〔10〕、〔11〕の表現は誤りではなく、AGIL図式のみやすい定式化のひとつと考える。だが、AGIL図式をどのように特定してもわれわれの論証の趣旨が成立することを示すために、ここでは高木の定式化〔12〕を採用しよう。

〔12〕は②の表現として妥当である。〔13〕は前項で述べた機能連関の言明であり、われわれの論旨と矛盾はない。しかるに、高木〔1983：§ 1〕が示した機能的モデルは、(i)～(iii)のどれをとるにしろ、それ自体で説明的（＝決定的 deterministic）なものであった。前項で議論したように、このとき〔13〕を要請するならば、(i)〔13〕を機能モデルにふくませることによって一般均衡理論に帰着するか；(ii)〔13〕は他の仮設的前提から導出される定理であるか；または、(iii)過剰決定的となるか、のいずれかである。

このように、われわれは、高木〔1983〕の提案によっても不合理を生むことを論証できたと考える。

さいごに(4)について：高木〔1983〕のコメントは、われわれの論旨を解しないことにもとづく。われわれは、単機能要件論にたいする批判と複機能要件論にたいする批判とを別途に用意している。恒松他〔1982〕では、AGIL図式を通説どおりに複機能要件論の一種とみなし、複機能要件論一般にたいする批判(志田〔1980〕〔1982〕など)へと押しやろうとする。

AGIL図式がもつ仮説のうち、③、④は除去された。ここで①、②の両者を要請するとせよ。①は複数の機能要件の存在を、②はそのもとの単機能要件モデルを帰結するものである。したがって、AGIL図式を複機能要件論として問題にするならば、②を除去しなければならないのは当然である。

(1) 恒松他〔1982〕で示された以外の方法でAGIL図式を批判・検討することもできる。田代〔1983〕の議論はほとんどそのままAGIL図式にあてはめることができる。そこでは、各下位システムが自己決定できる、という主張が最大の難点とみなされる。

§ 3 「構造変動仮説」をめぐって

恒松直幸・橋爪大三郎・志田基与師

高木〔1983〕の§ 3は、われわれの変動論の論理的矛盾をつくものではなかった。非難は、(i)われわれの変動論が特殊な定式化にもとづくもので、(ii)比較静学の可能性をとりわけ考慮すべきであったのに閑却した、の2点にまとめられる。

この非難はあたらない。以下に理由をのべる。まず、高木が代替案として提出した比較静学の可能性を検討しよう。

われわれは、比較静学が構造—機能分析の立場からは実行不可能と主張しなかった。それは実行可能である。われわれが比較静学を当面検討する対象から外したのは、別の論拠による。

比較静学とは、外生的な与件の変動に応じて均衡点の移動を説明しようとするものである。

さて、いったん機能理論が比較静学を完成させたと考え、その性能をみよう。そこで説明変数として働くのは、外生的諸条件の変動である。ある均衡点の移動には必ず、与件の変動が対応している。異なった与件が、新旧の均衡点をもたらすのである。これは、原因の変動が結果の変動をみちびくという、全くの因果論的な説明方法である。

機能理論の手になる比較静学のモデルのなかには、機能要件の存在（＝弱順序の存在）が当然仮説されていよう。構造—機能分析の目論見は、機能要件の存在をもって社会構造の変動を説明するところにあつた。しかし、完成した比較静学においては、機能要件は説明変数ではなく、せいぜい媒介変数のひとつにすぎない。したがって、変動の説明がもしも比較静学のみにつきるなら、機能要件の仮設は不必要である。理論の単純性の公準に照らし、機能要件は排除しなければならない。

それゆえ、構造—機能分析のあるべき変動論を検討しようとするれば、比較静学以外の可能性にも目を向ける必要がある。

実際われわれは、①比較静学、のほかに、②可変許容域仮説、③社会変動法則、を検討した。②については別稿でのべることになるが、われわれはこの仮説が比較静学とよく似た欠陥をもつと結論できた。そこで恒松他〔1981〕では③をとりあげたのである。

われわれの定式化した社会変動法則は、なじ

みのないものだったかもしれない。われわれ以前にこれを厳密に定式化した論者はいないだろう。しかし、比較静学以上の説明方式を提出しないなら、機能要件を仮説することにメリットはない。だから機能論者としては、どうしても機能要件を仮設して、そのdetailにおいて異なるにしても、論理的にはわれわれの「架空」のモデルと等価なモデルを、提出せざるをえないはずである。

さてその社会変動法則は、機能要件が不変であつて、社会の変動を説明する、という。高木は「愚かな」定式化だとのべたが、もっともである。もちろん「愚かな」のは、機能理論の目論見であり、その変動法則はその「愚かさ」ゆえについえた。1個の弱順序が存在すること（だけ）からは、社会変動の一般法則をみちびくことはできない（恒松他〔1981〕）。

構造—機能分析は、その変動論を確立してこそ、理論的 identityをうるはずだった。ところがその可能性をみわたしてみるなら、①因果論的な比較静学が説明に成功するならば、機能要件は redundant であり、②因果論的な説明が成功しない状況で機能要件の存在（1個の弱順序の存在）を仮設的にモデルに追加しても、説明力は増加しない、と結論できる。よって、実りのある理論的努力の方向は、因果論的な比較静学による説明をめざすことである。

比較静学の説明力を高めるには、与件から均衡を説明する十分に特定された変数間の関係（すなわち構造）に関する知識をふやす以外はない。これは、一般均衡理論への途である。恒松他〔1981〕が結論したとおりに、構造—機能分析は、一般均衡理論に帰着することで完成にむかうしかないのである。

参考文献

- BUCKLEY, Walter 1957 "Structural-Functional Analysis in Modern Sociology", Becker, H. & Boskoff, A. (eds.), Modern Sociological Theory: 236-259. Holt, Rinehart & Winston.
- ETZIONI, Amitai 1961 A Comparative Analysis of Complex Organizations, The Free Press. =1966 綿貫譲治監訳, 『組織の社会学的分析』, 培風館。
- FALLDING, Harold 1963 "Functional Analysis in Sociology", American Sociological Review 28: 5-13.
- 志田基与師 1980 「機能理論の説明形式」, 『ソシオロギス』4:112-125.
- 1982 「機能要件論と許容域——2分法的評価の限界——」, 『ソシオロギス』6:16-28.
- 高木 英至 1983 「機能理論は不可能か?」, 『ソシオロギス』7:142-154.
- 田代 秀敏 1983 「中範囲理論の一般不可能性——構造-機能理論は経験的研究に適用可能か?——」, 『ソシオロギス』7:166-179.
- 恒松 直幸・橋爪大三郎・志田基与師 1981 「機能要件と構造変動仮説——構造-機能分析の identity crisis ——」, 『ソシオロギス』5:152-168.
- 1982 「Parsonsの構造-機能分析——彼自身による展開/その批判的再構成——」, 『ソシオロギス』6:1-14.

(つねまつ なおゆき)
(はしづめ だいさぶろう)
(しだ きよし)